

—ご注意ください—

## 銃砲、実包並びにこれらの部分品及び附属品 の輸入について

外国為替及び外国貿易法第52条に基づき輸入の承認を要する貨物となっている「銃砲、実包並びにこれらの部分品及び附属品（関税率表の93・01から93・06までに該当する貨物）」については、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく所持許可を有する者がその許可された銃砲、これに使用できる実包並びにこれらの部分品及び附属品を輸入する場合を除き、輸入貿易管理令別表第1に掲げる「個人的使用に供せられる貨物」並びに同令別表第2に掲げる「携帯品」及び「引越貨物」には該当せず、輸入の承認が必要となりますのでご注意ください。

ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

○ 経済産業省貿易経済協力局貿易審査課 機械類輸入審査班

電話：03-3501-1659 FAX：03-3501-0997